

第 2 章 共済給付事業

第 1 節 事業の種類及び給付の原則

(給付事業の種類)

第 2 条 規約第 8 条(1)の共済給付事業として、次の事業を行う。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 慶祝金の給付 | 4 休業給付 |
| (1) 結婚祝金 | (1) 育児休業給付金 |
| (2) 出産祝金 | (2) 介護休業給付金 |
| (3) 入学祝金 | 5 災害給付 |
| (4) 銀婚祝金 | (1) 災害見舞金 |
| 2 弔慰金等の給付 | 6 退職餞別金の給付 |
| (1) 香典 | (1) 退職餞別金 |
| (2) 遺児奨学金 | 7 育児支援給付 |
| 3 傷病給付 | (1) ベビーシッター育児支援割引券 |
| (1) 傷病見舞金 | |
| (2) 入院見舞金 | |
| (3) 差額ベッド補助金 | |
| (4) 付添看護補助金 | |
| (5) ホームヘルパー補助金 | |

(給付の原則)

第 3 条 前条の給付において 1 件の給付事由に 2 名以上の会員が関係するときは、それぞれに給付する。

ただし、差額ベッド補助金、付添看護補助金及び災害見舞金については、高額となる会員 1 名に、またホームヘルパー補助金はいずれか 1 名に給付する